

視聽覚的実演に関する北京条約の説明書

外
務
省

目次

| | | |
|----|-------------------------|---|
| 一 | 概説 | 一 |
| 1 | 条約の成立経緯 | 一 |
| 2 | 条約締結の意義 | 一 |
| 3 | 条約締結により我が国が負うこととなる義務 | 二 |
| 4 | 早期国会承認が求められる理由 | 二 |
| 一一 | 条約の内容 | 二 |
| 1 | 他の条約との関係 | 二 |
| 2 | 定義 | 二 |
| 3 | 保護の受益者 | 三 |
| 4 | 内国民待遇 | 三 |
| 5 | 人格権 | 三 |
| 6 | 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利 | 三 |
| 7 | 実演家の排他的権利 | 三 |
| 8 | 放送及び公衆への伝達に関する権利 | 三 |
| 9 | 権利の移転 | 四 |
| 10 | 制限及び例外 | 四 |
| 11 | 保護期間 | 四 |
| 12 | 技術的手段に関する義務 | 四 |
| 13 | 権利管理情報に関する義務 | 四 |

| | | |
|----------|---------------|---|
| 14 | 方式 | 四 |
| 15 | 留保及び通告 | 四 |
| 16 | 適用期間 | 五 |
| 17 | 権利行使の確保に関する規定 | 五 |
| 18 | 管理条項 | 五 |
| 19 | 最終条項 | 五 |
| 三 | 条約の実施のための国内措置 | 五 |
| (参 考) | | 六 |

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 実演家及びレコード（カセット・テープ、CD、MD等も含むが、ビデオ、DVD等音が影像とともに固定されたものは含まない。以下同じ。）製作者の権利といった著作隣接権については、昭和三十六年（千九百六十一年）にその基本条約として「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」が作成され、その国際的保護が図られてきた。我が国は、平成元年（千九百八十九年）に同条約を締結し、著作隣接権の国際的保護に積極的に取り組んできた。

(2) ネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発展に伴い、インターネットを通じて音楽データ等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、レコード等の完全な複製が容易に作成されるようになった。こうした新たな状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として、平成八年（千九百九十六年）十二月にジュネーブで開催された世界的所有権機関の外交会議において「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」が採択された。我が国は、平成十四年（二千二年）に同条約を締結した。

(3) しかしながら、「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」においては、音の実演のみが保護の対象とされ、それ以外の視聴覚的実演は保護の対象に含まれなかった。このため、平成八年（千九百九十六年）の外交会議において、視聴覚的実演に関する議定書を作成することを求める決議が採択された。その後、世界的所有権機関に設置された著作権等常設委員会において、視聴覚的実演の保護に関する検討が進められてきた。

(4) この条約は、こうした検討を経て、視聴覚的実演について国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として、平成二十四年（二千十二年）六月、北京において開催された外交会議において採択されたものである。

2 条約締結の意義

この条約は、視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、視聴覚的実演に関する実演家保護の国際的な取組に資するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 現に行っている実演及び視聴覚的固定物に固定された実演について、実演家に人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を認めること。
- (2) 視聴覚的固定物に固定された実演について、複製、販売その他の譲渡、インターネットへのアップロード、放送等を許諾する排他的権利を実演家に認めること。
- (3) 実演家の権利の保護期間を実演が固定された年の終わりから少なくとも五十年とすること。
- (4) 実演家が用いる技術的手段（コピー・プロテクション等）の回避を防止するため、効果的な法的救済等を定めること。
- (5) 電子透かし等により付加された電磁的な権利管理情報を権限なく故意に改変する行為等に対し、適当かつ効果的な法的救済を定めること。
- (6) この条約に定める保護をこの条約の他の締約国の国民に対しても与えること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、この条約の検討過程において、条約の早期採択に向け、交渉参加国間の合意形成が行われるよう積極的に貢献してきた。このような貢献を果たしてきた我が国としては、視聴覚の実演に関する国際的な保護を強化し、著作隣接権の分野における国際協力を促進するため、この条約の早期発効に向け、率先してこの条約を締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文及び本文三十箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 他の条約との関係（第一条）

この条約は、他の条約に基づきいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

2 定義（第二条）

この条約の適用上の用語（「実演家」、「視聴覚的固定物」、「放送」及び「公衆への伝達」）について定義している。

- 3 保護の受益者（第三条）

締約国は、他の締約国の国民である実演家に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。
- 4 内国民待遇（第四条）

各締約国は、この条約において与えられる排他的権利及び衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、他の締約国の国民に与える。
- 5 人格権（第五条）

実演家は、現に行っている実演及び視聴覚的固定物に固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利（氏名表示権）及び自己の声望を害するおそれのある変更等に対して異議を申し立てる権利（同一性保持権）を有する。
- 6 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利（第六条）

実演家は、固定されていない実演の放送又は公衆への伝達及び固定を許諾する排他的権利を享有する。
- 7 実演家の排他的権利（第七条から第十条まで）

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、複製、販売その他の譲渡、公衆への商業的貸与、インターネットへのアップロード等を許諾する排他的権利を享有する。
- 8 放送及び公衆への伝達に関する権利（第十一条）
 - (1) 実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、放送又は公衆への伝達を許諾する排他的権利を享有する。
 - (2) 締約国は、(1)の許諾の権利の代わりに衡平な報酬を請求する権利を設定することを、世界的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。なお、我が国は、この条約の締結に際して、同時再放送（放送を受信して同時に放送を行うこと）等については、実演家に許諾権の代わりに報酬請求権を認める旨の宣言を行う予定である。
 - (3) いずれの締約国も、(1)若しくは(2)の権利を特定の利用についてのみ適用すること、当該権利を他の方法により制限すること又は(1)及び(2)の権利を適用しないことを、宣言することができる。なお、我が国は、この条約の締結に際して、映画館、カフェ等の公衆に開かれた場所における視聴覚的固定物の再生については実演家の許諾権及び報酬請求権を認めない旨の宣言（留保）を行う予

定である。

9 権利の移転（第十二条）

締約国は、自国の国内法令において、実演家がその実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、実演家と当該視聴覚的固定物の製作者との間の契約に別段の定めがない限り、7及び8の権利について、当該製作者が有し、若しくは行使すること又は当該製作者に移転することを定めることができる。

10 制限及び例外（第十三条）

(1) 締約国は、実演家の保護に関して、著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。

(2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演の通常の利用を妨げず、かつ、実演家の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

11 保護期間（第十四条）

この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演が固定された年の終わりから少なくとも五十年とする。

12 技術的手段に関する義務（第十五条）

締約国は、実演家によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演について実行されることを抑制するための技術的手段（コピー・プロテクション等）の回避を防止するための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

13 権利管理情報に関する義務（第十六条）

締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘引することを知りながら、権限なく、電子透かし等により付加された電磁的な権利管理情報を故意に除去し、又は改変する等の行為に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。

14 方式（第十七条）

この条約に定める権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない。

15 留保及び通告（第十八条）

8 (3)の場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も付することができない。

16 適用期間（第十九条）

締約国は、この条約が各締約国について効力を生ずる時に存在する固定された実演及びこの条約が各締約国について効力を生じた後に行われる全ての実演に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。

17 権利行使の確保に関する規定（第二十条）

締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

18 管理条項（第二十一条及び第二十二条）

(1) 締約国は、総会を設置する。総会は、この条約の適用及び運用等に関する問題を取り扱い、世界的所有権機関事務局長の招集により、世界的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(2) 世界的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

19 最終条項（第二十三条から第三十条まで）

この条約の締約国となる資格、効力発生、廃棄、寄託者等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、著作権法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 平成二十四年六月二十四日 北京において採択

2 効力発生 平成二十六年二月一日現在 未発効（三十の国の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。）

3 署名国 七十一箇国及び欧州連合

オーストラリア、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、エルサルバドル、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、北朝鮮（*）、ペルー、ポーランド、カタール、ルーマニア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロベニア、スペイン、スーダン、スイス、シリア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成二十六年二月一日現在 二箇国

ボツワナ、シリア